

第18回島根県障がい者スポーツ大会

バドミントン・ボッチャ競技会開催要項

1. 目 的

この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。

2. 主 催

島根県、公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

3. 共 催 (予定)

江津市

4. 主 管 (予定)

島根県バドミントン協会

5. 後 援 (予定)

島根県教育委員会、公益財団法人島根県体育協会、社会福祉法人島根県社会福祉協議会、島根県身体障害者団体連合会、島根県知的障害者福祉協会、島根県手をつなぐ育成会、一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会、島根県精神保健福祉士会、一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部、島根県特別支援学校長会、江津市教育委員会、江津市体育協会、社会福祉法人江津市社会福祉協議会、江津市障がい者協会、江津市障害者スポーツ協会、江津市手をつなぐ育成会、

6. 協 力 (予定)

島根県聴覚障害者情報センター、島根県障がい者スポーツ指導者協議会、公益社団法人島根県看護協会

7. 期 日

平成29年11月25日(土)

8. 会 場

(1) バドミントン競技会 (江津市民体育館)

江津市嘉久志町2052 (TEL: 0855-52-1790)

(2) ボッチャ競技会 (江津市第二体育館)

江津市嘉久志町2052 (TEL: 0855-52-1790)

9. 競技規則

適用する競技規則は、開催年の(公財)日本障がい者スポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」と競技団体制定「競技規則」並びに本大会申し合わせ事項に基づいて行う。

10. 区 分

重複障がいの者は主たる障がい区分で参加する。

障がい別及び男女別、障がい区分別、年齢区分別とする。(バドミントン)

11. 参加資格

この大会に参加できる者は、島根県内に居住する者で次の全てに該当する者とする。

(1) 毎年4月1日現在、9歳以上の障がい者。

(2) 身体障がい者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障がい者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156条)により、療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

精神障がい者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障がい者。

12. 参加費用

参加に要する費用と昼食代は、参加者負担とする。

13. 参加料

大会参加者は、1人200円を納める。(代表者で取りまとめ、大会当日受付時に支払う。)

14. 申込方法

(1) 提出書類：「参加申込書」及び各競技会別の「参加申込表」を提出するものとする。

(2) 提出期限：平成29年10月20日(金)必着。

提出期限までに回答がない場合は、該当者がいないものとして取り扱う。

15. 選手変更・欠場

選手変更及び欠場が生じた場合は、所定様式の「変更届」「欠場届」に必要事項を記入のうえ、提出すること。(大会当日受付終了時間まで)

なお、提出先は、大会前々日までは事務局、それ以降は大会当日受付とする。

(大会までに提出された場合でも、プログラム作成上掲載変更できないこともありますので、ご了承下さい。)

16. その他

(1) 参加者の健康管理・障がい区分等の判定は、申込者において留意すること。

(2) スポーツ傷害保険は、主催者側でとりまとめて加入する。

(3) 競技中の事故・ケガ等については、応急処置以外主催者は責任を負わない。

(4) 喫煙・飲食は、会場内所定の場所とする。

(5) 申込み代表者は、受付時に参加者の出欠状況報告をする。

～問合せ先～

〒690-0011

松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内

(公財) 島根県障害者スポーツ協会事務局

TEL0852-20-7770 FAX0852-32-5982